

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.1】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第70条第1項
許認可等の種類	指定居宅サービス事業者の指定
法令の定め	第70条第1項 第41条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所ごとに行う。
審査基準	北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に指定する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部 社会福祉課 保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係 (電話番号: 011-231-4111 (内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.2】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第70条の2第1項
許認可等の種類	指定居宅サービス事業者の指定の更新
法令の定め	第70条の2第1項 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に指定を更新する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 社会福祉課 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.3】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第86条第1項
許認可等の種類	指定介護老人福祉施設の指定
法令の定め	第86条第1項 第48条第1項第1号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であって、都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。
審査基準	北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に指定する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.4】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第86条の2第1項
許認可等の種類	指定介護老人福祉施設の指定の更新
法令の定め	第86条の2第1項 第48条第1項第1号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に指定を更新する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号: 011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.5】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第94条第1項
許認可等の種類	介護老人保健施設の開設許可
法令の定め	第94条第1項 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に許可する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.6】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第94条第2項
許認可等の種類	介護老人保健施設の変更許可
法令の定め	第94条第2項 介護老人保健施設を開設した者が、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に変更の許可を行う。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.7】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第94条の2第1項
許認可等の種類	介護老人保健施設の開設許可の更新
法令の定め	第94条の2第1項 前条第1項の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に許可を更新する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.8】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第95条第1項
許認可等の種類	介護老人保健施設の管理者の承認
法令の定め	第95条第1項 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に管理者の承認を行う。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.9】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第95条第2項
許認可等の種類	介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認
法令の定め	第95条第2項 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件、その他医師が管理者となることが不可能な個別の事情について具体的に確認し、必要と認められる場合、管理者の承認を行う。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.10】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第98条第1項
許認可等の種類	介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可
法令の定め	第98条第1項 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。 一 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 二 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項 四 その他都道府県知事の許可を受けた事項
審査基準	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件と申請内容と照らしたうえ、要件を満たした場合、広告を許可する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No. 11】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	(旧法)第107条の2第1項
許認可等の種類	指定介護療養型医療施設の指定の更新
法令の定め	第107条の2第1項 第48条第1項第3号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の基準を満たした場合に指定を更新する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号: 011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.12】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	(旧法)第108条第1項
許認可等の種類	指定介護療養型医療施設の指定変更承認
法令の定め	第108条第1項 指定介護療養型医療施設の開設者は、第48条第1項第3号の指定に係る療養病床等の入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定介護療養型医療施設に係る同号の指定の変更を申請することができる。
審査基準	北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の基準を満たした場合に変更許可を行う。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.13】

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第107条第1項
許認可等の種類	介護医療院の開設許可
法令の定め	第107条第1項 介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に許可する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.14】

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第107条第2項
許認可等の種類	介護医療院の変更許可
法令の定め	第107条第2項 介護医療院を開設した者が、当該介護医療院の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に変更の許可を行う。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号: 011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.15】

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第108条第1項
許認可等の種類	介護医療院の開設許可の更新
法令の定め	第108条第1項 前条第1項の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に許可を更新する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号: 011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.16】

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第109条第1項
許認可等の種類	介護医療院の管理者の承認
法令の定め	第109条第1項 介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならない。
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に管理者の承認を行う。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号: 011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.17】

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第109条第2項
許認可等の種類	介護医療院の医師以外の管理者の承認
法令の定め	第109条第2項 前項の規定にかかわらず、介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護医療院を管理させることができる。
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件、その他医師が管理者となることが不可能な個別の事情について具体的に確認し、必要と認められる場合、管理者の承認を行う。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.18】

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第112条第1項
許認可等の種類	介護医療院に関して広告できる事項の許可
法令の定め	第112条第1項 介護医療院に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。 一 介護医療院の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 二 介護医療院に勤務する医師及び看護師の氏名 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項 四 その他都道府県知事の許可を受けた事項
審査基準	北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等の要件と申請内容と照らしたうえ、要件を満たした場合、広告を許可する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.19】

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第115条の2第1項
許認可等の種類	指定介護予防サービス事業者の指定
法令の定め	第115条の2第1項 第53条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護予防サービス事業を行う者の申請により、介護予防サービスの種類及び当該介護予防サービスの種類に係る介護予防サービス事業を行う事業所ごとに行う。
審査基準	北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の要件を満たした場合に指定する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 社会福祉課 保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.20】

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第115条の11
許認可等の種類	指定介護予防サービス事業者の指定の更新
法令の定め	第115条の11 第70条の2、第71条及び第72条の規定は、第53条第1項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
審査基準	北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の要件を満たした場合に指定を更新する。
標準処理期間	総期間 14日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部 社会福祉課 保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No. 21】

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	老人福祉法
根拠条項	第15条第4項
許認可等の種類	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の設置認可
法令の定め	第15条第4項 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。
審査基準	北海道養護老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例等の要件を満たした場合に認可する。
標準処理期間	総期間 28日・月 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 28日・月 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係 (電話番号: 011-231-4111 (内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.22】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	老人福祉法
根拠条項	第16条第3項
許認可等の種類	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の廃止等の認可
法令の定め	第16条第3項 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	北海道養護老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例等の定めるところにより、廃止又は休止に伴う措置の変更等が適切に行われること等により現に入所している者に対する処遇が低下しないことを審査する。
標準処理期間	総期間 28日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 28日・月 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号：011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.23】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第62条第2項
許認可等の種類	軽費老人ホームの設置許可
法令の定め	第62条第2項 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	社会福祉法第62条第4項及び第65条第1項の規定による基準並びに北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たした場合に設置許可を行う。
標準処理期間	総期間 28日・月一 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 28日・月一 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係 (電話番号: 011-231-4111 (内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.24】

(平成29年(2017年)10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第63条第2項
許認可等の種類	軽費老人ホームの変更許可
法令の定め	第63条第2項 前条第2項の規定による許可を受けた者は、同条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。
審査基準	社会福祉法第62条第4項及び第65条第1項の規定による基準並びに北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たした場合に変更許可を行う。
標準処理期間	総期間 28日 一月 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 28日 一月 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	同上
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局 高齢者保健福祉課事業指定係(電話番号: 011-231-4111(内線25-681))
備考	(公表アドレス) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/